平成２４年（フ）第７２０号
仙台市青葉区鷺ケ森２丁目23番２号
債務者　冨田　真也
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月13日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７２６号
仙台市青葉区吉成２丁目13番31号
債務者　佐藤　敏江
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午前９時45分
5　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７７４号
宮城県多賀城市高崎２丁目28番20号
債務者　曽我　浩二
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８１４号
仙台市太白区中田町字法地北19番地の62
債務者　佐々木　晋
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都　彰浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月13日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９８０号
広島市南区大州２丁目９番32号
債務者　泉　　正敬
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８１号
広島市南区大州２丁目９番32号
債務者　泉　　有美
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９２号
広島県廿日市市大野4437番地１
債務者　井ノ口美栄子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森友　隆成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７１号
島根県雲南市大東町大東1614番地３
債務者　福間　博哉
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　敏之
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７２号
島根県雲南市大東町大東1614番地３
債務者　福間　幹典
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　敏之
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７３号
島根県雲南市大東町大東1614番地３
債務者　福間　幸子
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　敏之
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９号
島根県隠岐郡隠岐の島町有木殿屋敷５番地
債務者　石橋　千春
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　竜一
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
松江地方裁判所西郷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５１４号
沖縄県浦添市牧港４丁目１番６―303号　県営牧港団地
債務者　李　　公
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３５９号
函館市八幡町８番13号
債務者　竹之内昭彦
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１２０号
岐阜県大垣市青柳町１丁目154番地５
債務者　宮本　　満
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
岐阜県海津市平田町高田939―１　グリーンコート平田215号室、住民票上の住所岐阜県大垣市青柳町１丁目154番地５
債務者　宮本　和宏
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
山形県米沢市窪田町窪田1435番地の12　ハイツ美空203号室、前住所山形県米沢市万世町牛森4150番地の26
債務者　手塚　信行
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１５４１号
さいたま市北区本郷町2102番地３　リバーサイド本郷101
債務者　加藤　純一
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５２号
埼玉県久喜市上町14番２号
債務者　伊東　　一
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係